

国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与要項

平成26年3月20日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、特別契約職員の就業に関する要項（平成19年3月30日学長裁定）第12条第1項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）に勤務する年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与に関し必要な事項を定める。

(給与の種類)

第2条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

(基本年俸)

第3条 基本年俸の額は、別表に定めるグレードにより決定する。ただし、契約期間が1年に満たない場合における基本年俸の額は、グレードにより決定される基本年俸の額を基準とし、当該契約期間に応じて決定する。

- 2 年俸制適用職員の基本年俸は、前項により決定される基本年俸額に依り、その12分の1の額を同表に定める月額基本給（以下「基本給」という。）として支給する。
- 3 年俸制適用職員のうち、短時間勤務職員の基本年俸の額は、第1項に規定する額にその者の1週間当たりの勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。なお、この場合100円未満の端数は、切り捨てる。

(グレードの決定)

第4条 基本年俸のグレードは、当該職員の経験及び能力並びに予算等を勘案して、別表に定める適用職名の範囲内で決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる場合には、別表に定めるグレードの最高のグレードを超える額を支給すること又は適用職名の範囲によらず、グレードを決定することができる。

(諸手当)

第5条 諸手当は、通勤手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とする。

- 2 前項の手当は、国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号。以下「給与規則」という。）第16条及び第20条から第22条までの規定をそれぞれ準用し、支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第6条 勤務1時間当たりの給与額は、基本給を155で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額は、基本給を、155にその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数で除した額とする。

(給与の支給日等)

第7条 給与の支給日，給与の支給及び非常時の給与支給については，国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号）第29条から第31条までの規定を準用する。

(基本給の支給方法)

第8条 基本給の支給方法については，給与規則第5条の規定を準用する。

(その他)

第9条 年俸制適用職員の給与に関する事項については，この要項に定めるもののほか，給与規則の規定を準用する。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）
基本年俸表

グレード	基本年俸の額（円）	月額基本給（円）	適用職名
1	3,000,000	250,000	助教
2	3,300,000	275,000	助教
3	3,600,000	300,000	助教, 講師
4	3,900,000	325,000	助教, 講師, 准教授
5	4,200,000	350,000	助教, 講師, 准教授
6	4,500,000	375,000	助教, 講師, 准教授
7	4,800,000	400,000	助教, 講師, 准教授, 教授
8	5,100,000	425,000	助教, 講師, 准教授, 教授
9	5,400,000	450,000	助教, 講師, 准教授, 教授
10	5,700,000	475,000	助教, 講師, 准教授, 教授
11	6,000,000	500,000	講師, 准教授, 教授
12	6,300,000	525,000	講師, 准教授, 教授
13	6,600,000	550,000	講師, 准教授, 教授
14	6,900,000	575,000	講師, 准教授, 教授
15	7,200,000	600,000	准教授, 教授
16	7,500,000	625,000	准教授, 教授
17	7,800,000	650,000	教授
18	8,100,000	675,000	教授
19	8,400,000	700,000	教授
20	9,600,000	800,000	教授
21	10,800,000	900,000	教授
22	12,000,000	1,000,000	教授
23	13,200,000	1,100,000	教授
24	15,600,000	1,300,000	教授
25	18,000,000	1,500,000	教授
26	20,400,000	1,700,000	教授